

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《港区》

■日 時：平成28年11月13日(日) 13:59～16:02

■場 所：港区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

田端港区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

改めまして副首都推進局長の手向でございます。本日はよろしくお願いいたします。

きょうは新たな大都市制度ということで総合区と特別区、両制度に関する意見募集・説明会ということで開催させていただきます。このように出席いただきまして本当にありがとうございます。後ほど市長からこういう説明会をなぜするに至ったか、そして改革の必要性といったことについて説明ございますので、私から簡単に開催趣旨だけ説明させていただきますと思います。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪というものをつくっていこうということでその取り組みを進めております。そして、その副首都大阪にふさわしい行政機構として、市民の皆様、それからこの大阪の発展にとって一番すぐれているのはどういう形態のものかということを検討していくために、ことしの4月に大阪府と大阪市の共同組織として私ども副首都推進局というのが設置されました。その副首都推進局で今制度について検討しているところでございます。そして、この検討をより深めてまいりますためにこのような意見募集・説明会を開催して、市民の皆様から直接総合区並びに特別区に関するそれぞれご意見をお伺いすることができれば、これからの制度設計に資するものとなりますので、そういう趣旨で開催させてもらっております。

本日の説明会は行政として開催しておりますので、きょうの時点でこの両制度についての優劣をつけたり、あるいはどちらかの制度を選んでいってくださいというような場ではございません。また、制度と関係ないご発言、あるいは政治的な主張といったこの会の趣

旨にそぐわないご発言につきましては、申しわけないんですがこの場ではご遠慮いただきたいと思ひます。

私どもできるだけわかりやすいような説明に努めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

続きまして、田端港区長よりご挨拶申し上げます。

(田端港区長)

皆様、こんにちは。ご紹介いただきました港区長田端でございます。きょうは新たな大都市制度に関する説明会ということで、日曜日にもかかわりませずご出席賜りまして本当にありがとうございます。また、平素は港区政、大阪市政各般にわたりましてご理解、ご協力賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

大阪市は、住民の皆さんの身近ないわゆる基礎自治に関することにつきましては、市役所の仕組みを大きく変えて、基本的に各区で総合的なまちづくりを担っていくという取り組みを進めて4年目に入りました。この港区なんですけれども、実は戦前は大阪市の中で絶えず人口の一番の区でございましたが、港があるがゆえに戦争では徹底的な攻撃の対象になりまして、それまで25万人以上あった人口が昭和20年の大空襲の後には1万人を割り込むと、そういう壊滅的な状況から、戦後45年にわたる2メートルの盛り土方式による区画整理事業でこのような街区が整然とした高潮被害の受けないまちに復興してまいりました。そういうことで、私はこのまちは本当に住民のつながりの強い、コミュニティのしっかりしたまちであるというふうに思っています。そのような港区の強みを生かす、先ほど申し上げました新たな区政の位置づけのもとで、しっかりと区民の皆様のご意見を聞きながら区民主体のまちづくりを今進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば防災、防犯、福祉の分野につきまして区独自の基本的な取り組みの目標を定めまして、港区11地域ございますけれども、その計画に基づいて各11地域で高度計画をつくっていただいで実施していただいております。区全体を横糸、地域の活動を縦糸にして、横糸と縦糸の交わる安全ネットで進めているつもりです。例えば防災につきましては、11地域でつくられた防災計画に基づいて、地域主体で防災学習と実際の避難訓練を3年連続で行ってございまして、きょうも午前中市岡という地域で防災訓練があつてご挨拶に伺ったところです。

また、区が主体になつてるまちづくりの一例を申し上げますと、築港のほう、海遊館とかクルーズ船が着くまちなんですけれども、そういう意味ではにぎわいはあるんですけれども、実は港区の中でも一番人口の減少の厳しい地域になつてます。この地域について今後どうしていくかということにつきまして、これは区の仕事だけでは複合的な課題でございますので賄いきれないということで、区役所から声をかけて建設局とか都市計画局とか港湾局とか5局の局長さんに参画いただくプロジェクトチームをつくって、観光戦略、港湾計画、都市計画、そういう観点から今後このまちをどうしていくかという検討を今進めております。副市長のもとに直轄でその会議を設けて、私、区長の立場でマネジメントをさせていただきます。

また、教育につきましても、区長をその区の教育担当次長と位置づけて、学校だけでは解決できないような課題について、地域あるいは保護者の皆さんと連携して、いわゆる分権型教育行政という形で取り組みを進めています。港区は24区で初めて小学校、中学校を巡回する独自のスクールソーシャルワーカーを確保して、福祉的課題のある子どもとかご家庭を支援させていただいておりますし、また、学校でもない家庭でもない第三の子どもの居場所づくりを地域のボランティアの皆さんたちと連携して取り組みを進めています。港区の実情に応じた対策をとる中で、一方で港区の強みと特性を生かした取り組みも進めております。海遊館での生物教室、また大阪プールでのスケート教室というものを小中学校の正規の授業の中で実施して、子どもたちの学ぶ力、生きる力の育成にも力を入れてございます。

港区の例で今基礎自治の分野に関する取り組みとか考え方的一端をご紹介しますので、きょうは新たな大都市制度についての説明会ということでございますので、これにつきましては今後の区のあり方、また住民の皆さんに対する行政サービスの提供の仕方に大きく関係してくる問題でございますので、しっかりと説明をさせていただくつもりです。きょうの趣旨は、ぜひ皆様方のご意見を聞かせていただきたい、説明をさせていただきたいということでございますので、どうか忌憚のない意見をたくさんいただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿って事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうは日曜日の昼下がりというときにかかわりませずこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。普通日曜日の昼下がりといえば家でゆっくりくつろがれたりとか、趣味にお時間使われたりということだと思わすけれども、きょう大阪市が主催しますこの説明会にご参加いただきましたことにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。

きょうは私のほうから大都市制度改革がなぜ必要かということのお話をさせていただきます。その後詳細、細かなところを部局の職員のほうから説明させていただきます。これ制度の説明ですのでちょっとなかなか難しいと思われることあるかもわ

かりません。ですのでできるだけわかりやすくご説明させていただきたいと思っております。政策だったら結構わかりやすいんですね。待機児童どうしていきましようかとか、高齢者の皆さんの施策どうしていきましようかというのでわかりやすい。先ほどもちょっとありましたけれども、例えば今港区でいくと築港の天保山のところでいえば大型のクルーズ客船があるんですけども、それができるだけ寄港しやすくなるように、大阪を港として選んでもらいやすくなるようにということで今さまざま取り組みなんかも進めてます。そんな具体的な政策であればちょっとわかりやすいんですけども、きょうは制度の説明ということです。でも、何でこんなことをしてるかという、制度というのは非常に大事なんです。それぞれの政策をまさに実行していく、その屋台骨になるようなことですから、この制度の部分というのは非常に僕は重要だと思っております。ですのできょうは大都市制度について、なぜその改革、訴えてますけどもなぜ改革が必要なのか、それからどういうところに大阪の課題ってあるんですか、そういったあたりをできるだけわかりやすくご説明させていただきたいと思います。それからきょうは行政の説明になりますので、政治的な説明会じゃありませんので、何かこの制度を選択してくださいと皆さんにお願いするようなものでもありません。特別区と総合区のそれぞれの制度についてご説明させていただいて、皆さんからいろんなご意見を聞かせていただきたいというふうに思っています。これも何でやるかといえば大阪の課題を解決して、やっぱり大阪をよくしていきたいという思い、それに基づいてるということでもあります。

じゃ、ちょっとスライドを使いながら簡単に私のほうから説明させていただきたいと思えます。

まずちょっと振り返りなんですけれども、この制度の議論については、皆さんも覚えてらっしゃると思いますが、昨年の5月、住民投票を実施しました。大阪にふさわしい大都市制度を実現しようということで昨年の5月、特別区を設置する、この大阪市を5つの特別区に再編して、そして住民の皆さんに身近なところについては特別区でやっていこう、そして大きなことについては大阪府に移行して一本化してやっていきましよう。まさに広域機能を大阪府へ一元化していきましようということと、もう一つは特別区にして住民自治を拡充していきましよう。5つの特別区の案というのを提案いたしました。結果、皆さんのご承知のとおり住民投票、反対多数ということで、反対が70万票、賛成が69万票、0.8ポイントの差ですけども反対が多数となりまして、昨年の5月に提案した案というのは否決ということになりました。しかしながら、やはり大阪の課題解決に向けた取り組みは必要だろうということで、私と、そしてここにいる知事も一緒に制度改革の必要性ということも訴えさせて市長、知事をさせてもらってるということでもあります。

これ実は、大阪ってどういう問題があるのというところなんですけれども、まず大きくは人口減少で超高齢社会に突入していきます。大阪も2025年には団塊の世代の方が全員いわゆる後期高齢者という世代に入っていく。それから単身の高齢者の方が非常に多い。大阪というのはこれから経験したことがないような超高齢化社会に入っていきます。それからやはり東京一極集中が非常に続いている。東京一極集中が続いて大阪の低迷も続いている。この今の日本の図式の中で大阪が東西二極の一極を担うような、そんな副首都と言われるような大阪を目指していきたい、目指していくべきだというのが今私が思ってる考え方があります。

具体的にちょっと見ていきますと、じゃ、どういうことが必要なんですかとなれば、やはり大阪という大都市という性格を持っていますから、大阪市という大都市、大阪市と大阪府があるこの大都市において日本の成長を牽引していかなきゃいけないだろうと。必要な都市機能を強化していく。大阪市と大阪府が抱えています二重行政の解消をして都市機能を強化していく必要があるんじゃないんですかというのが1点目です。そしてもう一つが、人口減少していきます。財源というのは限られています。打ち出の小槌というのはありませんので、限られた財源の中でいかに住民の皆さんに最適なサービスを、いかに住民の皆さんに身近なところで決定できる住民サービスという仕組みをつくっていくのか、いわゆる住民自治の拡充というのが必要だろうという大きくこの2つの考え方があります。

ちょっと課題を見ていきたいと思うんですけれども、大きな人口の動向についてです。これちょっと見ていただきたいんですけれども、東京都についてもこれから高齢化社会に入っていくと人口は減っていくと。愛知県も同じように減っていくと。ただ、大阪府、大阪市がこの人口の減少ぐあいが非常に大きいんですね。これは今大阪府、880万ですけれども、750万ぐらい。真ん中の赤いのが大阪府です。大阪市だけを見ますと、これ見てください。ブルーが横浜です。ブルーの横浜がこういった曲線を描く。今がこの時点ですけどね。大阪市はどういう曲線を描くかということ、どんどん減っていく。そしてまたさらに減っていくというような現状です。名古屋はほぼ横ばい。つまり大阪市というのはこれから大きな傾向で見ると非常に人口の減少が激しい、そういった都市の性格を有しているということです。これについては、人口というのはまちの力をはかる側面でもありますし、特に働き手というのが大事ですから、今私がやってる施策でどんどん大阪市に来てもらいたいという施策をやっていっています。現に人口は社会増減でいうと今大阪市は増えているという結果もあるんですが、そういった政策的な努力は当然していきます。しかしながら大きなトレンドで見るとこういうふうには減っていく現象にある。これは2040年のグラフなんですけどね。だから大きな時間軸で見るとやっぱり減っていく。これに対してどう対応していくかということが必要になるかと思っています。

これは経済規模についてです。域内総生産と書いてるんですけれども、全国に占める経済規模の割合。東京都は大体横ばいです。ほぼ横ばい。大阪府はどうなのかというと、この赤いところが大阪府。やっぱり大阪府というのはこういうふうには下降傾向にあるということですね。愛知県とか神奈川もほぼ横ばい。下は市の単位で見たグラフなんですけど、名古屋市や横浜市というのはほぼ横ばいです。大阪市については5.6%から3.7%、全国に占める国でいうところのGDPみたいな割合ですけども、いわゆる経済規模についてはこういうふうには大きく極端に減ってきているというのが今の大阪市の現状。これもグラフで見ると1970年代から2010年ですので非常に長い傾向で見るとやっぱり大阪市というのはこういった傾向にあるというのが現状ということです。

それから、大会社の推移です。これは過去15年の単位で見た大会社の推移ですけども、これ見ますと資本金1億円以上の大会社がどれだけ増えてるか、減ってるかというグラフです。東京、神奈川についてはこういった形で増えていっていますが、大阪はマイナス259ということです。これは大阪府ですけど、こっちが市ですね。いわゆる政令市単位で見たときですが、東京については約600ぐらい増えてる。横浜も100ぐらい増えてる。その中で大阪市については230ぐらい減っていると。まさに大阪の大企業が東京やどこか違うところ

に逃げていってる、減っていってるというのが大きな目を見たときの今の状況です。

じゃ、その企業の集積ってどうなってるのというところなんですけど、これは青い色で塗ってるところが、色が濃ければ濃いほど企業が集まっているという意味です。ですので色が濃いところほど企業がたくさんあるといった地図になっています。この地図を見ますと、これが大阪市なんですけれども、この大阪市の中が事業所の規模が、集積してるのがそうなんですけど、それが今どんどん外に出ていってる、広域化してるというのが現状です。大阪の歴史を見たときに、大阪市を中心にまちというのは発展してきた。東京や神奈川、横浜と違うと思うんですが、大阪市を中心に発展してきましたが、その発展の度合いがどんどん外に広がってきてる、大阪全域に広がってきてるという状況です。そういった中で都市の集積、まさに人口とか事業所というのは大阪市域を越えてほぼ府域全域に広がってきてる。そういった中で大阪では非常に狭い範囲の中で大阪府と大阪市がそれぞれ広域行政を担当してるというのが実情であります。ちなみに大阪府というのは面積でいうと全国の47都道府県の中で2番目に小さい都道府県。大阪市も、政令市、全国で20市政令市あるんですけれども、20市政令市ある中で下から4番目に小さい政令市ということです。その中で事業規模がひしめき合ってる、そして大阪市と大阪府がそれぞれ広域行政を担当してるという、まさにそんな状況ということでもあります。

じゃ、そんな状況で府市別々にやってていいのということですが、そうは我々は思っていませんで、これまでずっと昔の歴史をひもとけば、大阪府と大阪市というのはやはりいがみ合いがあったと思ってます。府市合わせ（不幸せ）というふうにも言われてきました。これはかつてから言われてきたことで、今言い始めたことじゃありませんので、そういった歴史的な事実はあると思います。それに加えて、やっぱりそれじゃいかんだろうということで、橋下市長、松井知事のと時から大阪府と市で、いわゆる広域的なところ、府と市共通で取り組むべきところは共通で成長を目指していきましょうよという取り組みをやってまいりました。今は僕と松井知事との間でこれを引き続きやっていってるということです。例えばですけれども、大阪の成長戦略であったり、グランドデザイン・大阪であったり、あるいは大阪の観光。今観光というのは日本で一番増えてるのは大阪なんですけれども、大阪の観光戦略を府市共通でやったりそういったこと、さまざまな施策について府と市で共同でやるべきものは共同でやっていきましょうよということで今取り組んでいっています。

これ1つの例ですけれども、これはあくまでも一例として見ていただけたらと思います。これは道路です。高速道路。こちらは東京の高速道路網ですけれども、大体成長する都市というのは環状線というのが発達してます。円心形の線が発達してるのがいわゆる成長する都市のあり方なんですけど、東京についてはこういった環状線というのがあって広がっていったまさにそんな状態です。これちょっと地図にはないんですけど名古屋もいわゆる環状線ということで事業にも着手してる。大阪については実は淀川左岸線という部分がいわゆるミッシングリンクと言われてきました。これは必要だけでも、事業着手も全く何もされてこなかったという淀川左岸線というのがあります。これはちょっと見えにくいんですけど豊崎という北区の新御堂のところ、こっち門真なんですけど、そこが全く手つかずの状態。これは一部大阪市が中を走って大阪府に抜けていく、市と府が共同でやらないとできない道路なんですけど、こういったものについてはほったらかしにされてきたとい

うのが現状だと思います。ただ、これはそうじゃだめだろうということで、大阪が成長する都市を目指していくためには、やっぱりここはミッシングリンクは解消していきましょうよということで今知事、市長が協力しながら、府と市が協力しながらこの左岸線の延伸部ということについても事業化を目指すということで、今都市計画手続中となっておりますけれども、もう都市計画の決定は大阪市でもやりましたので、次は府と市が共同してしっかりと枠組みを、国の事業化をやってもらうというようなところに来てるという状況であります。こういった環状道路の状況、これは例えば一例ですけれども、大阪市と大阪府が成長していくためにはやはりそれぞれの広域行政についてどうあるべきかというのはしっかり考えなきゃいけない、そんな時代に来てるんだらうなというふうに私は思っています。これが1つ目ですね。大阪の今抱える課題について府と市の関係、必要な都市機能をどうやって強化していくべきなのか、東西二極の一極を担うためにどうやって強化していくべきなのかというまさに大都市制度ということについて検討しなきゃいけないというふうに思っています。

それからもう一つですが、住民自治のほうについてです。これもちょっと一例です。児童の虐待件数。これも10年単位で非常に長い単位で見ただけですけれども、虐待の相談件数について増えていってる。非常に急増していってる。まさにそういったニーズが増えてるということですね。今まで児童相談所というのは大阪市1つしかありませんでしたけれども、ことしの秋に平野区に南部の児童相談所を開設しました。僕はそれじゃまだ足りないと思ってるので北部にもう一つ児童相談所を開設すべきという思いでいろいろ取り組みをしていますが、いわゆる住民の皆さんに身近なサービスの点について非常にニーズが増えてきてるということです。そのニーズについてもやはりエリアの特性というのがあるんですね。これは待機児童についてです。こっちも一例ですが待機児童について。待機児童の数なんですけれども、皆さん待機児童多い多いと言われてますが、実は待機児童というのは大阪市内だけ見ても多いところ、少ないところというのが非常に分かれてるんですね。今港区ではゼロというふうになってます。一方、お隣の西区でいくと一挙にぐんと増えていくというような感じですね。ここよく見ていただいて、実は待機児童というのは定義がありますので、僕は待機児童というのはこれ以外にもいわゆる隠れ待機児童じゃないですけれども、入所を保留して入れない子どもいるよなということで、今それは大阪市内で取り組んでます。ここではその数というよりはそれぞれエリアによってこれだけ差があるんだなというのをちょっと見ていただけたらと思います。やっぱりエリアによって待機児童が多いところ、少ないところというのがあるんですね。そうするとやっぱりこれからの住民自治というのを考えたときには、やはりそのエリアの意見というか、できるだけ近いところで吸収して施策に反映できる仕組みが必要なんじゃないのかなというふうに思います。

じゃ、その大阪市の人口というのは基礎自治、いわゆる住民の皆さんの身近なサービスをする上でどのぐらいの規模なんですかということなんですけど、これは大阪市内は270万人です。270万人で市長1人ということでやってますけれども、これが大体どのぐらいの規模かというと、広島県、あるいは京都府、大体ここが284万人、京都府が260万人です。じゃ、広島県の行政のトップって何人いるのといえれば23人。京都は何人いるのといえれば26人。大体京都府と広島県と同じぐらいの人口規模が大阪市内がやってるといふふうに思っていたければいいのかなというふうに思います。下に書いてるのは国で答申されたことについて

です。これは大阪市とか大阪府が言ってるんじゃないなくて国が答申した内容なんですけれども、いわゆる大都市における制度の改革と。それから基礎自治体の行政のサービスの提供のあり方についての答申ということが国に対してなされた答申です。そこの課題意識として挙げられたのが、やはり市役所の組織が非常に大規模化していく傾向にありますねと。それからカバーするサービスも非常に幅広いですねと。その結果、個々の住民とは遠くなる傾向がありますねというのが国の地方制度について答申する調査会から出されてる結果です。これ自体は僕自身もそうかなというのは正直思います。大阪市長として270万都市を1人で全部見ていってます。基礎自治の待機児童も含めて全部そういうことも見ながら。そうでありながら、いわゆる先ほどの大阪府がやってるような広域の話、大規模な道路のインフラとかそういったことも市長が今1人でやってるという現状であります。

じゃ、どうすればいいのということで、今できること何かないんですかということで、今できることとして区長にやっぱり権限をもっと持ってもらおうという取り組みを前の橋下市長から始めて進めていってます。いわゆる区長に権限とか責務、財源をできるだけ持ってもらおうと。そして区長を局長よりも上位の位置づけに格付していこうということです。これは組織内の話です。局長というのは、ちょっとわかりやすく言うと、大阪市というのはそれぞれ24の行政区があるんですけど、その区役所は全部出先機関みたいなものです。出先の窓口機関です。じゃ、どこで政策をつくってどこで意思決定してるのといえれば、基本的には中之島にある大阪市役所、僕が常にいるところですけど、そこでやってる。そこには例えば子ども青少年局とか都市整備局とかいろんな局があって、その局でいろんな物事を決めていってるということなんですけど、やはり住民の皆さんの身近なところにいる区長を局長よりも上の立場にして、できるだけ区長にも権限を譲っていきましょうよということをやっています。その中で区長についてはやはりいろんな人材を、いろんな感覚を持った区長に来てもらって住民の皆さんに近いところでやってもらう。そのためにもいろんな感覚を持った人に来てもらう必要があるんじゃないか。役所の中の順送り人事だけで全てを決めるのはやめましょうということで公募制度なんかも導入していってるということです。その区長がそれぞれ今いろんな取り組みをしていってくれています。

例えばですけど、24区それぞれの区長がいろんなことを考えながらすすんで取り組んでやってくれています。港区では築港と天保山のまちづくり計画。先ほど区長からも少し話ありましたがそういうことをやったりとか、西成でいけばプレーパーク事業という学校の跡地を使った子どものたまり場、遊び場づくりをやったりとか、いろんな取り組みをそれぞれ区長もやっていってくれてるという現状です。特に教育行政についてもやっぱり区長にも参画してもらおうということでやっています。これまで教育委員会というのは完全に別、行政と教育委員会は別で、区長が教育委員会に口を出すということは普通ないことなんですけれども、これは市長もだめだと言われてる中で、おかしいじゃないのという改革を進めて、今は国の法律も変わってきてるんですけどね。ただ、その中で区長自身が区の教育行政にも入っていってもらって、いわゆる分権型の教育行政、いろんな学校での取り組みとかにもいろいろ参画してくれてるという状況です。ただ、そういった今できることは区長にやってきてもらってるんですけど、いや、まだまだ足りないだろうと。住民自治を拡充していくためにもっともっと区長に権限を持ってもらって、より住民の皆さんの身近なところで最適なサービスをするためにはどういったやり方がいいだろうかと、まさにここは大

都市制度に関することです。そこについてどういうものがあるんでしょうかということ。今議論してるということです。

そういったことを議論する場として、これは役所の中に組織がないとできませんから、今知事と市長ここにいますけど、役所の組織、ほんの一部の人だけが来てくれてますけど、副首都推進本部というところでそういった制度設計をしてる。いわゆる東西二極の一極を担う副首都大阪を確立するために何が必要なのかというようなことを行政的にいろいろ検討してもらってる。副首都にふさわしい新たな大都市制度のあり方、そんなものも検討してもらってるということです。

ちょっとこれ見えにくいんですけど、東西二極の一極を担う副首都大阪というので、じゃ、それ何なのということなんですけれども、大きくまとめると東京とは違う個性を持って、そして東京にもし万一のことがあればきちんとバックアップ機能を果たせるような、そんな都市力を持った大阪というのを実現させていきたいと思います。ここに西日本の首都とか首都機能のバックアップといろいろ書いてますけれども、こういったものを大阪がやはりこれからは果たしていかなきゃいけないんじゃないですかということです。そのために何が必要なのかということで、いわゆる必要な機能、そして必要な制度を整えていかなきゃいけないよね。じゃ、必要な機能って何ですかといえば、先ほどありました道路とか都市インフラの充実とか産業支援とかいろんな機能を充実していかなきゃいけない。あわせて制度についても大都市制度の改革、国からの権限の移譲、そういった制度面も整えていかなきゃいけないよね。そういったことを実現することで日本の成長、そして大阪の成長、住民の皆さんに身近で住民の皆さんが豊かになるような、そんな都市を目指していきましょと、副首都大阪を実現していきましょということを今議論してるということです。

その中で、じゃ、大都市制度の改革って何なのということですが、きょうお伝えしたいのがその制度についてです。2つの制度があります。特別区という制度と総合区という制度です。上の総合区という制度はどんな制度かといえば、これは大阪市という役所、大阪市役所は存続します。存続した上で、総合区というのは法律で定められた制度なんですけれども、住民自治を拡充するために区長の権限をできるだけ増やしていきましょよというのが総合区の制度。そして、都市機能、いわゆる広域機能の強化については府と市話し合いで決めていきなさいと。基本的には。調整会議という制度があるんですけど、基本的な思想は、今例えば僕と知事がいろんなことを話し合いで進めていってます。いろんな批判も受けますけれども、知事、市長、これまでになかったような話し合いで物事を進めていってる。そういったことをやっぱり話し合いで進めていくべきなんじゃないのというのが背景思想です。もう一つ、特別区。これは大阪市という市役所については廃止です。じゃ、どうするのということなんですけれども、住民自治の拡充については特別区というのを設置して、まさに住民が直接特別区長を選挙で選ぶと。僕みたいなのを例えば5つの特別区であればそれぞれのエリアで5人選んで、それぞれのエリアで区長を選挙で選ぶということです。それから、大阪市と大阪府のそれぞれ持つ都市機能、広域機能については制度として1つにするということです。大阪府に一元化する。これが特別区の制度です。

もうちょっとだけ詳しく言いますと、総合区については大阪市というのが残った上で自治体のトップは誰ですかといえば、これはもう市長です。じゃ、区長は誰が選ぶんですか

ということになると、これは市議会の同意を得て市長が選ぶということになります。ですので今地方政治というのは二元代表制ということになってます。市長だけが単独でやるものでもなければ、議会だけが単独でやるものでもない。いわゆる市長と議会というのが二元代表制の両輪で進めていくというのが基本的な考え方なんですけど、そんな中でその両輪である議会と市長それぞれがこの人がいこうという人を選任して、いわゆる特別職という立場ですね。ちょっと強い権限が与えられる立場なんですけど、特別職という立場にするということです。教育委員会については市に1つ。そして予算の編成は市長がいますから当然市長がやるということになりますが、市長に対して総合区長は意見を具申する、予算について意見する権利が与えられるということです。この特別区については、こちらは自治体のトップは選挙で皆さんが選びますから区長です。そして、教育委員会についても区に1つある。議会については区議会が決める。そして当然予算編成ですからこれは区長がやる。条例の提案についても区長がやる。議員もできますけど、区長、議員がやるということです。これが特別区の制度、そしてこっちが総合区の制度。ちなみに総合区については一部の区について導入することも可能ですけれども、きょう皆さんにご説明、ご提案する概案では合区、一定のまとまりをつけて、そしてそのまとまりの中でどれだけの権限を持ってやってもらいましょうかという合区を前提としてるものを今検討しているということです。

いろいろちょっとご説明しましたけれども、要は今の制度の中で今まで大阪に発生してる課題についてどうやって解決していくべきなのかということで、大都市制度について特別区と総合区という制度があるということです。皆さんにきょうそういう制度があるんだなというのをぜひ知っていただきたいと思いますし、それについてご意見あればいろいろ聞かせていただきたいなというふうに思ってます。大阪がこれから、いろんな課題抱えてますけれども、成長していく、いかなければならない、当然いかなきゃなりませんし、東西二極のもう一極を目指すような大阪というのをつくっていかなきゃいけないなというのは僕自身も市長として思っています。そのためにこの制度の議論というのは僕はやる必要があると思って、その中できょうは意見説明会ということですから、どちらかの制度を選んでくださいというものではないんですけれども、皆さんの忌憚のない意見をお聞かせいただけたらなというふうに思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

失礼いたします。制度企画担当部長をやっております水守と申します。

私のほうからはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿ってご説明をさせていただきます。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成ですけど3部からなっております。まず第1部では大阪における新たな大都市制度についてご説明をして、第2部で今回取りまとめました総合区の概案について、第3部で特別区制度の概要などについて、今から30

分ちよっとお時間を頂戴いたしましてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは、まず第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもございますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があるとされています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充につきましては、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しておりますため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があって、重複していることによって問題が生じているとされております。

これらの課題を解決するために、その下ですが、国において法律が整備されました。1つ目は、真ん中に枠で囲んでおります左側、総合区の設置です。政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえまして総合区を設置して、区長や区役所の権限を強化して、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは、政令指定都市、すなわち大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革といたしまして、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページです。「大阪が抱える課題解決に向けて」から次の5ページですけれども、先ほどの市長の説明と重複いたしますので省略させていただきますけれども、大阪の長期低落、人口減少、あるいは超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要がございます。

さらにもう1枚めくっていただきまして7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度につきましては、この後、それぞれの制度の中で説明させていただきます。

なお、7ページが一番下にひとくちメモというのがありますけれども、ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいておりますので、ご参考になさってください。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」についてご説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中に点線で囲んでおります概案の位置づけというところをごらんください。これから説明させていただきます総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいというふうに固まった案ではございません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものでございます。今後、この意見募集・説明会などを通じ

まして皆さんからご意見をいただきながら、市会での議論を踏まえて総合区の案を取りまとめまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてですが、上のグレーで色をつけているところをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛びまして中ほどの(2)法律上の制度比較というところをごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、それから右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、その次の区の位置づけにありますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わりません。行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務ですけれども、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例、これは大阪市が定める法律のようなものですけれども、この条例で定める仕事というふうになっております。これらにつきましては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められることとなります。さらにその下の段、総合区長には、区役所の職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権というのが法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度といたしましては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区だけに導入することも可能ですけれども、今回お示しいたします総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題についてご説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案といった市全体に関する事項につきましては、引き続き市長がマネジメントをします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますけれども、これも後ほど具体例でご説明させていただきます。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、真ん中より下に囲んでいるところをごらんください。まず左側、効果ですけれども、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、よりスピーディーに適切にサービスを実現することが期待できるというふうに考えております。一方、右側の課題ですけれども、効率性の確保とありますが、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保というものがそれぞれの区で必要になりますので、いかに効率性や専門性を確保していくのかというところが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しましては、一番下にグレーで書いておりますけれ

ども、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方についてご説明します。ページの中ほど、黒い四角がついております事務レベル（案）というところをごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定いたしました。まずA案（現行事務＋限定事務）と表のところに書いてございますけれども、右側の欄、現在の区役所のお仕事に加えて、一般市並みの仕事とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局ですとか建設局というところで実施しております仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すというものです。それからB案（一般市並み事務）は、例えば守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。それからC案（中核市並み事務）とありますが、この場合は一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市というのがありますけれども、これらの市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすく言いますと、A案よりB案、B案よりC案のほうが総合区の仕事が増えるということになります。ただし、表の下の米印に書いておりますとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明させていただきますが、これらについては総合区に移さずに、引き続き市長が判断することとして局に残ります。これは、先ほど区の位置づけのところでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織ですので、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）のところをごらんください。総合区の検討に当たりまして、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれております。1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定をして、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たりましては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りについては今後検討いたします。

以上が、総合区概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務の分担について、繰り返しになりますけれども、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち現在区役所で行っている仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施というところですが、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する仕事であり、例として表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する仕事、条例や予算など。そして2つ目、市域全体を見据えた観点から実施すべき仕事、成長戦略

や広域的な交通基盤整備などが当たるかと思えます。また3つ目、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、国民健康保険などについては局が行います。

その下の②局から総合区へ移管については、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上にある事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成いたしました。詳しくは後ほど説明をさせていただきます。

それから一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所、保健福祉センターで実施している仕事については、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担について簡単にまとめますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施いたします。また、総合区へ移管する事務の量によってA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制というところをお開きください。ここでは、総合区の事務を増やすことや、合区することによって職員の数がどういうふうに変化するかという試算をお示ししています。職員数の増減イメージと上に書いております。基本的には総合区に事務を多く移すほど職員の数も多くなるということになります。また、区の数が多いほど職員数は増えます。こうした増減は、ページの一番下の③という表がありますけれども、総合区移行時の職員数の変化の試算にお示ししております。太線で囲った表をごらんください。A案では、5区、8区、11区といずれの場合も、これは縦に見ていただいたらいいんですけども、黒い三角の数字、これは職員の数が増えるということを示しています。それからB案、真ん中の欄ですけれども、B案では、5区の場合には黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区の場合では増加をします。それからC案の場合は、いずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下に米印で書いてありますが、一定の仮定のもとで現在試算したものでございますので、確定した数字でないことにはご留意ください。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれて、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員の数が増えて、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数が増えるということになります。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中に大きな表がありますけれども、職員数を四角で囲っておりますが、総合区の概案として、A案は8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区を概案としてお示ししています。

それでは、それぞれの概案について詳しく説明させていただきます。次の17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区または11区、その場合、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能というふうに見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容（主なもの）というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、それぞれの枠内において点線で囲っておりますのは現在も区役所で行っている事務です。

です。その外にあるやつが増える事務というふうにごらんください。A案の総合区が設置された場合、例えば左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、右側のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区に移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに事例を3つ示しておりますけれども、その一部について少し詳しく説明をさせていただきます。前のスクリーンをごらんください。上に、『総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～』というふうに書いております。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修ですとか放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織になります建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより早く、あるいはきめ細かく対応することができるようになると考えています。なお、一番下に赤い字で書いておりますけれども、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

また資料に戻っていただきまして19ページをごらんください。次に、B案の総合区でございます。区の数5区か8区、その場合おおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能というふうに見込まれます。総合区の主な事務内容としては、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、それから民間保育所の設置認可があります。また、その下の福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果についても、20ページのところに事例を3つ挙げておりますけれども、これも前のスクリーンでご説明させていただきます。すみません、前をまたごらんください。総合区で変わること（B案）、これはこども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消というのを最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでおります。左側に認可保育所の設置のフロー図がありますが、現在は、中ほどの②地域調整、色をつけてるところですけれども、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。これが図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設するということが期待されます。これがB案の一例です。

もう一度資料に戻っていただきまして、次、21ページをごらんください。C案の概案でございます。C案の総合区では、区の数5区、職員数は現行から一定の増員が必要であるというふうに見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事については黒い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営というのがございます。左側の一番下、健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区に移管します。

C案の総合区で期待される効果、22ページに3つ事例を挙げておりますが、これも一例を前のスクリーンでご説明させていただきます。すみません、前をまたごらんください。

総合区で変わること（C案）、これはこども相談センターの例です。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けておりますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが区役所の中の同じ組織になりますので、両者の連携がより密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応ができるということが期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただきまして23ページをお開きください。10、今後の検討事項というふうに書いております。まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区と3つの案を示しておりますが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、あるいは総合区の区役所をどこに置くのかということについても今後検討することとしております。

なお、米印ですが、合区に際しまして、現在24の区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用、あるいは市長の所管事項である予算の仕組みに総合区長がどうかかわっていくかという権限についても、今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案につきましては、今回お示しした3つの案の中から1つを選ぶということではなく、皆さんからいただきましたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、局で実施する事務の内容例を、それから次の25から28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を挙げております。さらにもう1枚めくっていただきまして29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを参考資料として添付しております。ご参照いただければと思います。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続きまして第3部「特別区制度」についてご説明します。30ページをお開きください。

初めに、ご留意いただきたいことというのが真ん中の少し下に書いております。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となりましたため、特別区について現時点では具体的な制度案はございません。これから特別区の制度案づくりをするに当たってどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを改めて皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月に行いました住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししております。皆さんからいただくご意見を踏まえまして、今後改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

それでは、31ページをお開きください。特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる

区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（１）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む地域では、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われている制度、それから右側が東京の例えば新宿区とか渋谷区のような特別区と言われる制度です。

表の２段目、３段目をごらんください。自治体の首長、トップは、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれることになります。

４段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下ですが、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行って、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをお開きください。真ん中のイメージ図ですけれども、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育ですとか小中学校の運営などの住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興ですとか広域的なインフラの整備などの仕事も市が行っています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されているところです。

特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市が廃止されて、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）ですが、その協議会において、右下の太枠の中ですが、特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）特別区設置に係る住民投票が行われ、そこで過半数の賛成があれば、（５）総務大臣の決定によって特別区が設置されるということになります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たりまして、その参考となるように、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方についてご説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下に表がございます。そこをごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という5つの特別区を設置するというふうにしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄に特別区の区域として記載しているとおりです。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っておりました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎でしたら現在の西成区役所というふうにしていたところですよ。

ページの下、備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でありました。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としていたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけのところですが、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しております。以下、それぞれの項目についても同じように記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側の図ですけれども、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化することとしていました。

次に、38ページをごらんください。(3)一部事務組合ですが、一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性を確保することが特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業のようなものについて、5つの特別区が一部

事務組合などをつくって連携をして行うとしておりました。

次に、（４）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、１つ目の四角の中に書いてありますが、近隣中核市５市をモデルというのが１行目に書いてあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの５市で、これらの市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというふうにしておりました。

次に、39ページをお開きください。（５）税源の配分・財政の調整につきましては、１つ目の黒い四角ですが、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法についてお示しておりました。真ん中のイメージ図ですが、現在、大阪府で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する５つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することとしておりました。

次に、40ページをごらんください。（６）大阪市の財産と債務の取扱いです。特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪府が持っている株式などの財産、あるいは市債、借金の返済についてどうなるのかを示しておりました。①の財産ですが、１つ目の四角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐこととしておりました。また、２つ目の四角、株式、大阪府が積み立ててきた基金、貯金ですね、これについては、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐこととしておりました。②の債務ですが、２つ目の四角ですけれども、大阪府で既に発行した大阪府債、つまり借金については大阪府が引き継ぎ、その返済費用については、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担することとしておりました。

その下、（７）大阪府・特別区協議会については、２つ目の四角ですけれども、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整し、３つ目の四角ですけれども、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るということとしておりました。

最後の（８）には特別区設置の全般についていただいた主な質問・意見をお示しておきます。

以上、旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はございません。皆さんからいただくご意見を踏まえまして、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載しておりますとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全てのご質問と回答については大阪市のホームページで現在もごらんいただくことが可能になっております。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

います。

冒頭お願いいたしましたが、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手を願います。

じゃ、真ん中のブロックの灰色の服の方。

(市民)

築港に住んでいます〇〇〇といます。

ちょうど先週天保山まつりで田端区長さんに来ていただいてありがとうございました。

私からは質問なんですけれども、地下鉄の民営化でちょっと調べてみましたら、固定資産税を大阪市から民営化の株式会社、100%大阪市が出資する株式会社に業務移管した場合に、固定資産税が当面の間特別区の収入になりますとありまして、去年の住民投票の場合は大阪府のほうに入るようになって、大阪府から配分という図がありましたけれども、去年のときは住民投票の場合は大阪府の収入になって大阪府下全域に再配分されるという理解をしてましたけれども、現時点で民営化された場合に固定資産税が特別区の収入に、ですから現在の大阪市内だけの収入になるかという質問と、もう一つ……

(司会)

一旦そこで質問のほうお受けさせていただいてよろしいでしょうか。

(市民)

1人1回とおっしゃられたので。

(司会)

ご質問1回につき1つでお願いいたします。

(市民)

関連……

(司会)

次の順番のときにまたご質問いただけたらと思いますので、ご協力お願いいたします。

(吉村大阪市長)

まず固定資産税については、地下鉄が民営化すれば、今は地下鉄は固定資産税というのは当然役所が持ってますからどこにも払ってないという状況になります。でも民営化したら株式会社になりますので固定資産税を基本的には行政に納めるということになります。じゃ、行政のどこに納めるのかというのは、地下鉄の固定資産税も例えばほかの住宅の固定資産税も不動産の固定資産税ですから、結局その固定資産税をどう扱うんですかというところに、最後それで方向性が決まってくると思うんですね。今のままですと当然固定資産税というのは大阪市内に入ってきますけれども、もし地下鉄の民営化して、そして例えば総合区のままでいくとなれば大阪府が残りますから、その固定資産税というのは大阪府に払われるということになると思います。もう一つ、地下鉄が民営化して、これは当然固定資産税を払わなきゃいけないことになるんですけども、じゃ、特別区にする場合に固定資産税、地下鉄だけじゃなくて全体としてどうするんですかという議論を当然やっていく必要がある。かつての前の案でいくとこの固定資産税というのは一旦府が取得して、そしてこれまでの大阪市内での基礎自治として必要な財源については別の貯金のような、別の袋で、特別会計というんですけど、別の財源の確保するのをつくって、そこで調整するということになってました。ですのでそこでこれまでの大阪市の基礎自治としてやってきたこと、特別区でやっていくようなことに必要ないわゆる基礎自治に必要な財源を確保する。その中に固定資産税というのも含まれてくるという流れになるのかなというふうに思っています。

(松井大阪府知事)

今質問された方の誤解がちょっとあると思ひましてね。去年の住民投票のときも財政調整については、大阪府がこれまで入っていた法人市民税や固定資産税、そういうものは、先ほども説明しましたが別の財布で管理をして、そのお金は都区協議会を通じて大阪市内でその財源は使っていくというような財源配分の表になってましたから。今回ご説明してる資料の中の39ページなんです。だから、今まで大阪市内の中で使っていたその財源が特別区になれば大阪府域、大阪市内以外の自治体にどんどん流れているという仕組みには、去年の住民説明会、去年の特別区の設計図でもそういう形にはなってはおりません。なってはいない。だから大阪市内の固定資産税については市内の財政調整をするために、市域の財政調整するために新たな財布でしっかり管理していきましょうよと、こういうことです。

(市民)

何度もすみません。知事がおっしゃる意味今わかりました。ただ、39ページの図を見るとその点が不明でしたので。あわせて民営化についてのホームページには特別区に配分とか特別区の収入になるという言葉がありましたので、ちょっとそこが異なる点だなという理解はできましたので。去年の住民投票のときと地下鉄の大阪市のホームページにある当面の間、特別区……。あ、そうか。特別区になるまでの間は、当面の間大阪市の収入になるということが理解できました。わかりました。ありがとうございます。

(司会)

それでは、正面の列の方。

(市民)

市岡元町の〇〇〇と申しますけれども、きょうの説明会をお聞きしまして、はっきり言いまして違和感を感じます。なぜならば、表題にもあるとおり総合区・特別区に関する意見募集ということで話を聞かせていただいたわけですが、事実上、特別区というのは、先ほど来からあるように昨年の住民投票で否決されたものですね。この30ページ以降の中身というものは旧特別区の設置のための協定書に基づくものであって、今は存在していないものなんです。それをさも特別区というものが選択肢の1つであるかのようにきょうの説明会開くというのは市民に対する大きなミスリードだというふうに思います。つまり大阪市を廃止をするということについてはきっぱりと市民はノーの審判を下したと。このことははっきりと明確に述べておきたいと思います。その上に立って、大阪市を存続させた上でどういうふうな形で進めていくのか、合区をするべきなのかしないべきなのか、そういうことで議論するのが本来のあるべき姿だというふうに思いますけれども、先ほど来から聞いてましたらさも特別区がこの議論の俎上の上にあるような形で言われている。これは私は全然納得できません。私も住民投票で反対の1票を投じた者として、きょうの説明会一体どういうものかということで関心を持ってきたわけですが、まさしく思ったとおりですよ。特別区制度がいまだに存在しているという形で住民の意見を求めている。これやったら去年の住民投票に向けた説明会と同じじゃありませんか。

(司会)

ご意見として承らせていただきますが、今回の意見募集・説明会、先ほど来申し上げましたとおり総合区と特別区……

(市民)

あなたに聞いてるんじゃないんやから。私の意見に対してあなたが答えるわけ。

(司会)

ちょっとご説明のほうさせていただきたいのですが。

(市民)

意見を聞きたいんでしょう。意見を言ってるわけですよ。

(手向副首都推進局長)

申しわけございません。ただいまの部分はご意見ですが、けれども答えもするほうがいいということですね。質問ということでよろしいですか。

(市民)

意見を述べてるんです。きょうの説明会のあり方についての意見を述べてる。

(手向副首都推進局長)

意見であれば意見ということでお聞きさせていただきましたので、ありがとうございます。ありがとうございました。

(司会)

真ん中の方もご発言はちょっとおやめください。申しわけございませんが、マイクを待ってる方以外のご発言はおやめください。申しわけございませんが。

それでは、引き続きご質問、ご意見を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。じゃ、一番後ろの列の女性の方。

(市民)

失礼します。磯路に住んでいます〇〇〇と申します。

今ご発言もありましたけれども、本当に昨年大変な思いをして市民は大阪市を残すという判断を下しました。この市民の選択をぜひ尊重していただいて、本当に東西が二分して、家庭の中でも意見が対立するというああいう大変な住民投票というのは二度としていただきたくないというのが切実な願ひです。大阪市というのは古代から古い歴史と文化を持つブランド力を持った大変重要な市です。このことは市民の誇りでもありますし、大阪をなくしてほしくないというのが私の切実な要求です。今格差と貧困が広がる中で、大都市の住民要求というのは本当に多様化、複雑化、高度化、それから地域の特殊性もあります。保育、介護、医療など切実な住民要求の実現には大阪市と行政区という二層構造です。ぜひ行政区の機能と権限を強化してきめ細かな行政サービスを提供すべきだと思います。

今政令市が20市あるんですけど、総合区の導入を検討しているのは3市だけですね。新潟、名古屋、大阪のみで、17市は区の権限強化は現行制度で対応できるということ判断していらっしゃるようで、なぜ大阪市だけ合区が前提の案なのか。今の24区を残したまま権限を強化していくということで検討していただきたいということを思います。

以上です。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のほうお受けいたします。じゃ、右のブロックの男性。

(市民)

市岡元町の〇〇〇と申します。

大都市制度の考え方についてはちょっと懐疑的な考えを持ってる人間でございますけれども、ちょっとお伺ひしたいんですけど、この大都市制度の改革というんですか、それと副首都化の推進というのがどういふようなつながりがあるのかちょっと見当が付きません。

普通に考えれば東京の次大阪というのはわからなくはないですけどね。日本全体の利益から考えますと、例えばバックアップ機能であれば大阪にある必要はなく、もうちょっと災害に強い場所、例えば関西であれば国立国会図書館があるところもいいのかなと思ったり、アジアに目を向けたというのであれば福岡という選択もあるかと思います。それが何もなしに雰囲気では東京の次大阪ですというような、失礼かわかんけれども薄っぺらの考えでは、多分第二の地位は確保できへんと思いますけれども、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

(吉村大阪市長)

まず、今東京完全一極集中が進んでくる中で、僕はこの国家構造というのはよくないと思ってます。東京一極集中じゃなくてやはり日本の成長というのを考えたときに、僕はもう一つの極になるような、軸になるような都市が必要だと思ってます。これは、じゃ、何なのかといえば、当然もし東京に大災害があったとき、関東に大災害があったときどこが首都機能のバックアップをとっていくのかということもないですし、一定の経済性、一定の拠点性、そういったものがある都市がまさに日本を支えるということも必要だと思ってます。そんな中で副首都というのはどういう役割を果たすべきなのか、副首都というのはどういうものか、どういう役割を果たすべきなのかというのを突き詰めていくと、やはり最終的にはそういった機能を持つ都市というのが必要になってくるだろうと思ってます。じゃ、その都市の機能を持つ大都市のあり方ってどうなのというのを考える必要があると思ってまして、僕はそう考えるとこの大阪というのは都市機能を強化する、そして東西二極の一極を担うというまさにそこにふさわしい都市を目指すべきだと思ってます。じゃ、その障害になるものは何かというのを考えていったときに、制度ということを見たときに、知事と市長、今同じような広域の成長戦略についてもこうやって二重にやっていますけれども、果たしてこういったものがあるのかどうか、そういったことも含めて大都市制度というのはどうあるべきなのか、僕は大阪がこれを目指すべきだというふうに思っています。そのためにきょうは先ほど申し上げた特別区、総合区という制度改革が必要だと思いますというご提案をしてるということです。

(司会)

それでは、次の方、挙手を願います。それでは、真ん中のブロックの後ろの手を挙げられた方。

(市民)

磯路の〇〇〇と申します。

私も市長のなぜこの制度の設置を要望するかという点で説明を聞きましたが、私は余り市長の主張に賛同できない立場でお話しさせていただきます。1つは、先ほどの方もありましたけれども、特別区についてはもう決着済み、非常に大きな税金を使って昨年も大変なことをされました。その点ではやっぱり住民の意見を尊重していただきたいと。違う点で練り直すというのであればまた別な話が出るだろうと期待していましたが、ちょっと残念な感じがします。もう一つの総合区については、現状もどうなのかとい

うのが選択肢の中に入っていないのがどうなのかなということだと思います。それと、やはりこれからの問題として高齢化の問題もそうですし地球温暖化の問題、災害の問題と非常にこれから重い課題が突きつけられてると思うんですよ。そういう中で、じゃ、本当に自治体としての大きな役割は何かという点で考えれば、ここにも書いてありますが、住民自治の問題、特にやはり市民、府民の命と暮らしの問題を重視するような政策を練り直す。だから現状でその問題をもっと拡充する方向で問題を進めていっていただきたいと、そういうふうに要望したいと思います。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手を願います。じゃ、左のブロックの。

(市民)

池島の〇〇〇と申します。

きょうたまたま読売新聞ですけれども、市長さんのインタビューに対する答えが出てるんです。答えというかQ&Aのあれがあるんですがね。そこに、都構想に向け残る任期でもう一度市民に判断してもらおうようチャレンジするのが最大の目標と、これはよくわかるんです。ただ前回の案は否決されたということも認識されてます。その場合に、ここに都構想という言葉そのものを使ってらっしゃると。これは先ほどからおっしゃってるように、やっぱり引き続きずっと最初の原案を通そうという意識が物すごく強いんですよ。その後市長選、知事選のときに副都心という言葉に巧みに変えられてるんです。ただ、中身は、本来の住民投票そのものは何をやったかという、政令都市をなくすということが第一の目標なんですね。その後、今市長がかわられて、市長さんは以前の市長とかわっていろいろ妥協できるところは随分されている。これは僕は当然評価はできると思うんですね。ただ、一旦否定されたことが今なお、先ほどおっしゃったようにその延長で物事を考えてられるというのは、私から見たら、きのうのインタビューにそのまま出てると思うんですよ。もう少しそこはきちっと分けていただいて、新たにやられる。というのは、この前の、あの、去年ですかね、否定されたことが、一事不再議の原則にまず反するということね。今のやり方が。だからそこからまず考えていただかないとね。1人でも増えたらそれはおじやんだということのははっきり言われてるわけですよ。ところが、現に今の流れを見てもみますとやっぱり引きずっておられて。ただ、その間に公明党さんが総合区というのを出していらっしゃって、両方議論をすると。これはいいことだと思うんですね。というのは、やっぱりそういう意見が随分あるからこそ否定されたと思うんですね。その部分をはっきりとね。一旦は謝罪とは言わないけどきちっと分けていただきたいと。総合区にするか、今おっしゃったいろんなことを改善されて出されることはいいと思います。その時点で住民投票、僕はいいと思うんです。ただ、前の延長で、一旦否定されたことがあたかもずっと続いているような格好で今来てるんですよ。我々反対した人間から見たらね。これはやっぱりいかんと思うんですね。だからそこを考えてね。それは特別区に、総合区にするかそこは別としてね。やっぱりそういう理解の仕方、説明の仕方をしてもらわないとね。やっぱり反対した人間は物すごい残ってますよ。

(司会)

そろそろまとめていただけますでしょうか。ご意見、結論。

(市民)

何度も繰り返しますけれども、その部分一度答えていただきたいんです。
以上です。

(吉村大阪市長)

おっしゃるとおり昨年の5月17日住民投票やりまして、69万票が賛成、70万票が反対と。0.8ポイント差ですけども、反対のほうが多かった。だから昨年のいわゆる特別区の案というのは否決されたわけです。それは当然受けとめてます。今たくさん意見出ましたけどね。要は5月17日バツになったのに何でまた言うんだということはおっしゃるかもしれないんですけども、ちょっと思い起こしていただきたいんですけどね。僕が市長選挙に出るときに僕が言ったのは、特別区、都構想を修正する案をつくらせてほしいというのを言って出たんです。そのときに、確かに僕が仮に特別区とか都構想とか言いませんと言って選挙に出て市長になって、その後やめるんやったら、その後言い出すんやったらわかりますよ。でも、僕も知事も正面切って、確かに5月はバツになったけれども、都構想の修正する案をつくらせてくださいというのを市民の皆さんに訴えて、それで市長になったわけです。そのときの市長選挙の結果というのも60万票対40万票だったんです。じゃ、私の立場からしたら、やっぱり約束したことというのを実行していくというのが当たり前のこと。お父さんの立場わかりますよ。反対票で投じたんだと。そのお父さんの立場からしたらおかしいじゃないかというのはわかるけれども、ただ、私はそういうことを主張して、60万票の方が賛成して1票を投じてるというのものもあるんです。だからその事情も理解いただきたい。その上で議会として、今当然特別区の案というのはないですよ。特別区の案というのがない中で、これを具体的に修正案をつくらせてほしいということと、そしてもう一つ総合区という制度もありますよという説明をしてる、そういうことなんです。だから大都市制度に向けて一歩ずつ前に進ませてくださいというのが僕は民意だと思いますし、それをもって今進めていってると。お父さんの意見として受けとめますけどね。そういう反対の意見もあるということをご理解いただきたいなというふうに思います。

(司会)

申しわけございません。まず発言中にご発言することは控えてください。それからあとご発言について拍手とかすることについても申しわけございませんが控えていただきますようお願いいたします。

あとそれからきょうの説明会はあくまでも説明会であって討論をする場ではございませんので、その点についてもご了承いただけたらと思います。

ちょっとまだほかの方も手を挙げられるので、まだほかにも手を挙げてる方がおられますので少々お待ちいただけますでしょうか。申しわけございませんが。マイクを持たずに発言のほうはすみませんがお控えいただきますようお願いいたします。また皆さん当て

て回ってきたら当てますので申しわけございません。

それでは、今手を挙げられてたこちら。

(市民)

市岡元町から来ました〇〇〇と申します。

きょうなぜこんなふうに分糾してるのかと思いますと、港区自身が住民投票にノーを審判した人が多かったんですね。そのときに本当に家族中で分かれるような本当に辛い思いをして、だからみんなで納得して一緒にやっていきたいと。住民投票というのは選挙以上に直接の、やっぱり住民の声を反映する、それだけ重いものだと前市長も言ってやった住民投票ですよ。だから私は今この特別区、総合区ということで提案してる、今市長みずからの選挙のことを持ち出して言われたという重さ、選挙はもちろん大事だけれども、直接住民が言ってるその願いに対して真摯ではないという点でこの提案の説明会という点で抗議を申し上げたいというふうに思います。きょう私の地元ではなみいちまつりというのがある、行かれた方もいたと思うんですけども、そこでちょっと声が出ておりました。学校の警備員さん、用務員さんがおらない。だからいろんな意味で学校で不都合がいっぱい出てきてる。きょう、児童虐待件数や経済成長の問題をるる報告されたけれども、この間そうした学校の状況をつくり出した責任、そうしたものも考えたときに、これが本当に制度いじりで解決できるものなのかということ深く考えていただきたいと思うんです。誰もが胸を痛めております。子どもの虐待、貧困、中小企業がつぶれていく。だからこそ暮らしやそうした経済が、それも華やかなバラ色を言っていくんじゃないで、実直にみんなの暮らしに根差したそんなことを望んでいるのが区民の願いなんだということをぜひ知っていただきたいというふうに思います。私の発言は以上です。

(司会)

どうもご意見ありがとうございました。

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。じゃ、前列の男性。

(市民)

副首都の必要性というのは非常に説得力に欠けるなというふうに思ってます。ミッシングリンクの問題、府と市が今協力して進めてる。これは話し合いしてから進めればいいじゃないですか。それと、あといろいろな問題なんかも、今府も市も優秀な知事さん、松井知事さんと吉村市長、維新の会が連携を持って協力してやれば、話し合いすれば、別に組織を変更せんでも十分やってこれるじゃないかというふうに思います。それと、二重行政云々で、それで人員削減して経費が削減できると。当初600億円という数字出てましたけど、実際には1億円しか削減できないと。もっとか。4,000億円でしたかね。4,000億円を削減できるということ。これ大ぼらですよ。その組織変更するために庁舎もつくらないかんということで600億円かかると。こういうようなことを言ってきましたけれども、実際そこまでの経費を払って我々に対してはほとんどメリットがない。それと、私商売やりますけれども、市と府の保証協会が統合されました。このことによって業者の事業資金なりの融資を非常に受けにくくなったと。今までやったら、例えば府に申し込みをして蹴ら

れたと。もう一度自分ところの事業計画を練り直して、検討し直して、市に申し込んだら通ったとかね。またその逆のことがあったわけですけども、今もう窓口が1つになってしまったということで、非常に業者にとったら資金繰りが苦しくなってきた。大阪市というのは中小業者なんかの集積地域なんですね。そういう点では大阪市というのは特別の行政の手だてというのが必要だということがあると思うんです。これ大阪市をなくしてしまうとか、また行政を総合区みたいにしてしまうと、住民サービスというのは非常に低下してしまう、きめ細かいことができないというふうに思っています。そういうことでよろしくをお願いします。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

(市民)

市長さんが言われたこと僕は十分理解をしてるつもりです。ところが、きのう受けられたときに都構想という名前そのものが出て。記者がそう言ったからそれに答えられてるのかもしれませんが。ただ、その、私はそれで、市長かわられてから随分いろんなこと妥協されてやられてることも、私自身は十分理解もしてるし評価もできると思うんですね。ただ、先ほど最初におっしゃった方が言われたように、延長でずっと物事を引っ張ってられる。それともう一つ、先ほど言いましたように知事選あるいは市長選のときに副都心という言葉を表に出されて、都構想そのものが下に沈んでたんですよ。そこは意図して僕はやっておられたと思うんです。先ほどおっしゃったようにちゃんと言うてますがなと言われても、そういう理解の仕方しかできないんですよ。先ほど女性の方が言われたように、住民投票というのをどの程度尊重されてるかというのは、これ僕は法律上もおかしいと思うんですね。そういうものがあって、ただし市長はその責任をとってやめられました。それはいいんですけどね。それをずっとひっぱってやっぱりやりたいということであれば、一旦そこで仕切って、それでやっていただいたらいい。現在やられると、僕はいいということ言ってるわけですからね。言ってますがな、言ってますがなという返事は、私は納得できません。

以上です。

(司会)

ご意見のほう承りました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。では、真ん中のブロックの後ろの。

(市民)

きょうの説明の前提条件ですけども、住民自治の拡充というのと、それから組織の効率化というのが大きな柱になってますけれども、これ住民自治じゃなしに団体の話だけなんですよね。住民自治がどう拡充するのか全くないので、全体として……。地方自治には住民自治と団体自治、地方自治体の自治ということで国の権限を自治体に移譲するという

のか権限を自治体に拡充すると、そういう2つの概念がありますけれども、今回の提案は住民自治の拡充ということを行いながら結局は区役所や市役所の効率化ということだけで、合区なんてまさに私一番反対してて、合区がどうして住民自治の拡充になるのかというのがわからないので説明していただきたいと思います。

(吉村大阪市長)

区役所の事務をどのぐらい認めるかというのが僕1つ大きなポイントだと思ってるんですよ。今回出させてもらってる案の中で一定合区をして、1つのまとまりにして、今の行政区がやってる以上の事務をその行政区でやってもらえるようにしようというのが今回出させてもらってる案です。その案の中身を今回きょう説明しましたけどね。そうすると、総合区でできる事務の範囲が広がれば、より一層今の住民の皆さんの近いところで総合区というのが大きな権限を持って事務を執行することができれば、僕は住民自治に資するだろうというふうに考えています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。ほかにご意見、ご質問のある方はいらっしやいますでしょうか。じゃ、もう一度。

(市民)

大阪市の人口が減っていくという説明を吉村市長されました。私の政策で人口は一時的には増なんだということですね。吉村市長ずっとこのまま市長やってこられたら、人口はこれからずっと増えていくということになるわけですね。そうじゃないですか。

(司会)

すみません、今ご説明した制度とはどういうふうな関係がございますでしょうか。

(市民)

最初吉村市長がグラフをもとに大阪市の人口は減っていきますと言われました。でも、私の努力によって今一時的に上がってますということと言われました。それを続けていけば増えていくわけですね。

(司会)

それはご質問という……

(市民)

吉村市長が言われた最初の説明で、人口が減ってますよと。私の努力によって今は増えてますと。今この瞬間は増えてますというふうな説明をされました。

(司会)

じゃ、一度それについて回答のほう。

(吉村大阪市長)

大きな人口の増減でいくと、当然僕はこの大阪市というのは人口減ってくると思ってます。私が申し上げたのは、もう少し詳しく言うと、人口の増減というのはいわゆる自然増減というのがあるんですね。子どもが生まれて、あるいはお年寄りが亡くなられて自然の増減と、社会増減というのがあります。外から流入してくる人たちの社会増減。それと自然増減。合わせて人口が増えるか減っているかというのを判断するということになります。昨年度の実績を見るとこの社会増減の部分については1万人ぐらい増えている。これはやっぱり外から大阪市にどんどん僕は入ってきてほしいと思ってますから、そういった施策を打っていった。だから人口は増えてほしいと思って政策をやっていますけれども、全体として見れば人口というのはこれから減っていく傾向にあります。だからどうするかということなんです。

(司会)

すみません、ご意見ということで承らせていただきたいと思います。

大変申しわけございませんがそろそろ時間のほうがまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。最後どなたかご意見、ご質問ある方、挙手のほうをお願いいたします。では、最後に真ん中のブロックの方。

(市民)

すみません、お願いします。

この資料見せてもらったら総合区が3つの案書かれてて、特別区が書かれてると。A案よりもB案のほうがよりいろんなことで、さらにC案のほうがという構成になって非常にわかりやすい資料かなというふうに思って見てました。最後に特別区の話が、前出てきた案とももちろん同じもの書かれてるんですけども、そこでちょっと区割りのことで教えていただきたいんですけども、総合区の区割りなんですけれども、まだ案ができてない、それはそうなんでしょうけど、この場合、ちょっと突拍子もない意見かもしれないですけど区割りの飛び地とか、前回の特別区のとときの住之江区を分けるみたいな、あんなような話も総合区の区割りとしてはできるとか可能とか考えてるとか、その辺あったら教えてください。

(吉村大阪市長)

区割りについては今後詰めていくということになると思いますので、今の段階で飛び地をするとかということまでは考えてはないです。まずは区数が何区が適切かというのを判断して、そこから区割りについてできるだけ速やかにつくっていききたいと思ってます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本

意見募集・説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所等窓口でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。